

明日香村第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度 第406号 明日香村第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定業務委託

2 業務の目的

本村の障害福祉サービスの各年度の見込み量等を定める「明日香村第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」が令和8年度をもって終了するため、計画の見直しを行う必要がある。本業務は、3か年計画となる「第8期障害福祉計画」及び「第4期障害児福祉計画」を一体的に策定するに当たり、現行計画の点検・評価を行うとともに、障害者の置かれている現状と課題を把握・整理し、障害福祉サービスをはじめ日常生活を支援する各分野の事業・施策等を掲げる新たな計画づくりに係る業務を委託する。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日までとする。

4 業務の実施

受託者は、業務を実施するにあたり、発注者の意図及び目的を十分に理解し、適切な人員配置のもとで業務を実施すること。

5 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後遅滞なく、業務計画書（様式任意）を作成し、提出するものとする。

6 打ち合わせ及び議事録

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と発注者は打ち合わせを行い、その都度、受託者が書面（業務打合せ簿：任意様式）に記録し、相互に確認すること。

7 検査

- (1) 業務が完了した時は、業務完了届を提出するとともに、成果品を提出すること。
- (2) 業務完了期限前であっても、発注者が予め成果品の提出期日を指定した場合には、その指定する期日までに、その時点における成果品を提出すること。

8 業務内容

業務の概要は以下のとおりとする。

(1) 現状整理

ア 既存資料・データの収集、整理・分析

- ① 現行計画の施策内容を評価し、新たな計画策定に向けての課題及び方向性の検討
- ② 本村が実施している地域生活支援事業等の現状の整理

- ③ 健康こども福祉課が保有する統計的データの分析
- ④ 他の団体又は関係機関等が実施している障害福祉事業等の現状の整理・分析
- ⑤ 他の計画や資料を用い、障がい者の動向及び人口推計等の整理・分析

イ 国、県及び他自治体の動向把握

法令（障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法、老人福祉法、介護保険法、政 令及び施行規則等）及び国が示す指針等の精査・分析、他の自治体の動向把握

(2) 障がい者（児）実態調査の実施、集計分析、報告

ア 調査票の設計

本村の障がい者（児）の実態と課題把握を目的としてアンケート調査を実施する。調査は国から示されている調査票案に基づき本村と受託者で協議のうえ、ニーズ把握に適した設問とすること。

イ 調査の種類と調査件数

調査票の種類などは受託者からの提案とするが、下記の調査対象者は、450件程度で、回収率は60%を想定している。

- (ア) 村内在住で障害のある人（手帳所持又はサービス受給者）又はその家族
- (イ) サービス提供事業所

ウ 調査票はA4版とし、フォントサイズは12ポイント以上を基本とするもので、12ページ程度（表紙を含む）のものとする。

エ 実施方法は、郵送による配布と回収とする。

オ 未回答者への再勧奨（はがきによる）をおこなう。

カ 調査票の集計、分析作業をおこなう。

キ 調査票調査報告書（データによる納品のみ）を作成する。

(4) 明日香村障害者計画の策定

ア 第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画を一体的に策定するものとする。

イ 計画の構成は以下のとおりとする。

- (ア) 明日香村の現状分析
- (イ) 調査票調査結果
- (ウ) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画評価
- (エ) 第8期障害福祉計画
- (オ) 第4期障害児福祉計画
- (カ) その他・参考資料等

(5) 成果品の作成

(6) 運営協議会・パブリックコメントの実施支援

ア 会議の回数は3回とし、会議資料・会議録のデータを作成すること。

イ パブリックコメントの実施は1回とする。

ウ 本村が想定する策定スケジュール（予定）は下記のとおりとするが、詳細については明日香村、受託者協議のうえ決定する。

| 年度 | 時期 | 主な内容 |
|-------|-----|-------------------|
| 令和8年度 | 9月 | 調査票の結果報告・計画の骨子（案） |
| 〃 | 11月 | 計画の素案の作成 |
| 〃 | 翌1月 | パブリックコメントの実施 |
| 〃 | 翌2月 | 計画案の作成 |

9 成果品の納入 項目／形式

(1) 調査報告書（本編・概要版）／データ

（電子納品（CD-R等の電子媒体を使用）とし、本編のデータ集計はエクセル等標準装備で集計可能なデータ媒体とすること。また、概要版については原則としてA4縦型、左綴じ製本のレイアウトを使用すること。）

(2) 第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画（計画書）／製本50部

（A4縦型80頁程度 本文、表紙とも1色刷りで、左綴じ製本とする。また、表紙は色つきの加工紙とする。）

(3) 第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画（概要版）／データ

（電子納品（CD-R等の電子媒体を使用）とし、原則としてA4縦型、左綴じ製本のレイアウトを使用すること。）

(4) 第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画に係る実績分析／データ

（電子納品（CD-R等の電子媒体を使用）とし、本編のデータ集計はエクセル等標準装備で集計可能なデータ媒体とすること。）

(5) その他計画策定に係る資料一式／データ

なお、データ納品については1つの媒体にまとめても良いものとし、2部納品すること。

10 その他

第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の策定に係るその他の業務として、次に掲げるとおりとする。

(1) 着実な業務遂行がなされるよう、工程管理を的確に行うこと。

(2) 受託者は、業務を円滑に遂行するため本村と連絡を密にし、必要に応じて随時打合せを行い、助言や提案、支援を積極的に行うこと。また、打合せ内容を確認するため、その都度、記録簿を作成し、相互に確認すること。

(3) 本業務の納入成果品は、本村が著作権を有するものとし、受託者は本村の承諾なしに他に公表、貸与及び使用してはならない。

(4) 本仕様書に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合、又は本仕様書により難しい事由が生じた場合は、本村と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

(5) 業務本体の再委託は禁止する。ただし、本村の許可を得た場合、業務の一部の委託の再委託は可能とする。

(6) 受託者は、本業務に関し知り得た個人情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。

(7) 貸与品

- ①調査で回収された調査票等について受託者に貸与する。
- ②第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定に係る必要なデータについては、受託者に提供する。

1.1 留意事項

本仕様書に定めのない事項並びに仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

本計画は、法制度など直近の情報・情勢を踏まえつつ明日香村の現状を良く理解・反映したうえで、本村の今後の障害福祉サービスがより良いものとなるように策定すること。

以上